

知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 知多北部広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しに関する事項並びに介護保険事業の実施に関する重要な事項を協議するため、知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の見直し原案策定に関すること。
- (3) 介護保険事業の実施についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から広域連合長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者
- (2) 保健及び福祉団体を代表する者
- (3) 介護保険の被保険者を代表する者
- (4) 介護保険サービス提供者を代表する者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他広域連合長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には、第2条の所掌事項の一部を専門的に協議するため必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員15人以内で組織し、委員会の委員の中から委員会において選出する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長は当該部会を組織する委員の互選により選出し、副部会長は部会長の指名により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の会議を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 部会の会議は、当該部会を組織する委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
- 9 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 11 部会は、その協議結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広域連合事務局事業課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

2 平成14年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。